



安心を支え合う日本へ



大雪に見舞われた新潟県津南町内を回る郵便配達員



津波で壊れた郵便局に替わり、宮城県南三陸町で活躍した移動郵便局



東日本大震災で被災した岩手県大槌町内を回る郵便配達員

(各写真提供・共同通信社)



現在の郵政事業には、国民生活の利便性が低下していること、地域社会で金融サービスが受けられなくなる可能性があること、事業を担う4社の将来的な経営の見通しが不透明であることなど、深刻な問題が山積しているため、民主党は、郵政民営化の抜本的な見直しを提案してきました。

全国の郵便局ネットワークを維持し、国民生活の地域インフラ拠点として確保。地域の活性化につなげます。

郵政事業の見直しのポイント

- POINT 1 行きすぎた民営化の分社化ロスを改善
- POINT 2 郵政3事業のユニバーサルサービスを担保
- POINT 3 郵便局ネットワークの公益的・地域的な活用促進
- POINT 4 経営の自由度を拡大
- POINT 5 東日本大震災の復興財源を確保

郵政事業の見直しのポイント

POINT 1 行きすぎた民営化の分社化ロスを改善

- 郵便局(株)と郵便事業(株)を合併し、名称を「日本郵便株式会社」に変更。
統合により経営の効率化が図られます。過疎地などで郵便配達時に貯金の預かりができない、最寄りの郵便局が小包を集配できないといった分社化による不便が解消でき、利便性が向上します。

マニフェスト

「郵便局のサービスを全国あまねく公平にかつ利用者本位の簡便な方法で利用できる仕組みを再構築する。…その際、株式保有を含む郵政会社のあり方を検討」

郵政民営化法に基づく体制(現行)

政府

株式の1/3超を保有(残余の株式は「できるだけ早期に」処分)

日本郵政株式会社(純粋持株会社)

2017年9月30日までに完全処分

全株保有

郵便事業株式会社

全株保有

郵便局株式会社

商号 株式会社ゆうちょ銀行
郵便貯金銀行

商号 株式会社かんぽ生命保険
郵便保険会社

窓口業務を委託

- 1 二重線で囲んだ会社は特殊会社とする。
- 2 郵便事業は、ユニバーサルサービスを確保する(郵便貯金銀行及び郵便保険会社は、株式の完全処分までの間は、金融窓口業務を郵便局会社に委託する)。
- 3 郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規事業への参入は、株式の完全処分までの間、認可制とする。

郵政民営化法等改正案に基づく体制

政府

株式の1/3超を保有(残余の株式は「できるだけ早期に」処分)

日本郵政株式会社(純粋持株会社)

ユニバーサルサービスへの影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分

全株保有

日本郵便株式会社
郵便局株式会社を存続会社として郵便事業株式会社を吸収合併の上、商号を変更する。

郵便貯金銀行(関連銀行)

郵便保険会社(関連保険会社)

窓口業務を委託

- 1 二重線で囲んだ会社は特殊会社とする。
- 2 郵便、金融窓口業務についてのユニバーサルサービス義務を負う(日本郵便株式会社は、関連銀行及び関連保険会社との間に金融窓口業務の契約を締結する)。
- 3 郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規事業への参入は認可制とし、株式の1/2以上の処分後は届出制とする。

改正の具体的内容を見てみましょう！

POINT 2 郵政3事業のユニバーサルサービスを担保

- 「日本郵便(株)」に郵便局をあまねく全国に設置することを義務付けました。
- 「日本郵便(株)」及び「日本郵政株式会社」に郵便業務と貯金・保険の基本的サービスを一体的に提供することを義務付けました。
- 政府は引き続きユニバーサルサービス義務を負う「日本郵政株式会社」(持株会社)の株式の1/3超を常時保有し、日本郵政株式会社は「日本郵便(株)」の株式の全部を保有することを義務付け、郵政3事業のユニバーサルサービスを担保します。

マニフェスト

「その(抜本改革の)際、郵便局における郵政3事業の一体的サービス提供を保障するとともに、株式保有を含む郵政会社のあり方を検討」

日本全国津々浦々に広がる郵便ネットワークを確保し、郵便局における銀行・保険の基本的サービスを将来にわたり維持します。さらに、郵政事業についての国民の理解を得るため、「日本郵政(株)」「日本郵便(株)」に対しても、その経営の状況に関する情報を上場企業並みに公表することを義務付けます。

POINT 3 郵便局ネットワークの公益的・地域的な活用促進

- 郵政事業の基本的な役務に「郵便局ネットワーク活用、その他郵政事業にあたっては公益性及び地域性が十分に発揮されるようにするものとする」こと及び「政府は郵政事業に係る基本的な役務の確保のため

マニフェスト

「その(抜本改革の)際、…郵政事業の利便性と公益性を高める改革を行う」

必要な措置を講じるものとする」ことを明記しました。地方自治体の事務の代行やその他地域が必要とするサービスの提供に、より積極的に取り組めるようにしました。

POINT 4 経営の自由度を拡大

- 「ゆうちょ銀行」「かんぽ生命」の金融2社の株式の1/2以上処分後は、新規業務への参入は届け出制に緩和します。
- 「日本郵便(株)」の任意業務について届出制を適用します。

マニフェスト

「郵政事業における国民の権利を保障するため、また、国民生活を確保し、地域社会を活性化することを目的に、郵政事業の抜本的な見直しに取り組む」

郵政事業各社の経営を安定・改善させ、郵政3事業を将来にわたり提供できるように、また地域社会を活性化するため出来るだけ郵便局が自らの判断で様々なサービスが提供できるようにしました。一方で、他の金融機関等への配慮義務が課される等、適正な競争関係を確保する仕組みを規定しています。また、限度額については、当面の間引き上げないこととしています。

POINT 5 東日本大震災の復興財源を確保

- 以上の改革を行い、政府が保有する日本郵政株式会社(持株会社)の株式を東日本大震災の復興に充てる財源としてできるだけ早期に、有利に売却します。

復興財源確保法では

政府は、租税収入以外の収入による償還費用の財源を確保するため、日本郵政株式会社の株式(日本郵政株式会社法第3条の規定により政府が保有していなければならない議決権に係る株式を除く。)について、日本郵政株式会社の経営の状況、収益の見通しその他の事情を勘案しつつ処分の在り方を検討し、その結果に基づいて、できる限り早期に処分することとする。